

和光市告示第11号

令和4年度和光市新型コロナウイルス感染症診療・検査体制支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年1月20日

和光市長 柴崎 光子

令和4年度和光市新型コロナウイルス感染症診療・検査体制支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症に対する診療及び検査の体制の維持及び確保を支援するため、市内医療機関を運営する者に対し、予算の範囲内において令和4年度和光市新型コロナウイルス感染症診療・検査体制支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内医療機関 市の区域内に所在する医療機関をいう。
- (2) 市内診療・検査医療機関 市内医療機関のうち、埼玉県が指定する診療・検査医療機関をいう。
- (3) 地域外来・検査センター 朝霞地区医師会が埼玉県から受託して設置している新型コロナウイルス感染症の検査センターをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内医療機関を運営する者とする。

(支援金の額等)

第4条 市内診療・検査医療機関を運営する者に交付する支援金の額は、次の各号に掲げる市内診療・検査医療機関の区分に応じ、当該各号に定める基準額を合算して得た額とする。

- (1) 埼玉県が指定する診療・検査医療機関として、埼玉県のホームページにおいて公表されているもの 200,000円
- (2) 発熱外来によりかかりつけ以外の患者に対する診療又は検査を実施する体制を整えているもの 100,000円

- (3) 発熱外来により小児に対する診療又は検査を実施する体制を整えているもの 100,000円
 - (4) 保健所からの要請や情報提供を受けて、診療時間外に患者の自宅や施設への往診を実施する体制を整えているもの 100,000円
 - (5) 当該市内診療・検査医療機関に従事する者が地域外来・検査センターにおけるPCR等検査の業務に従事しているもの 50,000円
 - (6) 埼玉県と新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費支給に関する契約を締結し、当該市内診療・検査医療機関においてPCR検査及び当該検査の結果の判定を実施する体制を整えているもの 150,000円
 - (7) 前号に掲げるもののほか、埼玉県と新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費支給に関する契約を締結し、当該市内診療・検査医療機関において抗原定性検査又はPCR検査を実施する体制を整えているもの 100,000円
- 2 市内医療機関（市内診療・検査医療機関を除く。以下この項において同じ。）を運営する者に交付する支援金の額は、次の各号に掲げる市内医療機関の区分に応じ、当該各号に定める基準額を合算して得た額とする。
- (1) 当該市内医療機関に従事する者が地域外来・検査センターにおけるPCR等検査の業務に従事しているもの 50,000円
 - (2) 埼玉県と新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費支給に関する契約を締結し、当該市内医療機関においてPCR検査及び当該検査の結果の判定を実施する体制を整えているもの 150,000円
 - (3) 前号に掲げるもののほか、埼玉県と新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費支給に関する契約を締結し、当該市内医療機関において抗原定性検査又はPCR検査を実施する体制を整えているもの 100,000円
- 3 支援金の交付は、1医療機関につき1回とする。

（交付申請等）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、和光市新型コロナウイルス感染症診療・検査体制支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な関係書類を添えて市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請の期限は、令和5年3月24日とする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定したときは、和光市新型コロナウイルス感染症診療・検査体制支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受

けた者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前条第2項の規定により支援金の交付を受けた者は、前項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。